

行政常任委員会報告

令和 8 年 6 月 3 日
午後 1 時 30 分開議
議 事 堂

◎ 日 程

1 消防本部

(1) 工事請負契約の締結について

2 地域振興課

(1) 第 15 次夕張市農業振興計画について

3 保健福祉課

(1) 夕張市立診療所及び介護医療院夕張の指定管理者候補者の選定方法について

4 財政課

(1) 財政再生計画の変更について

(2) 令和 8 年度補正予算について（補正予算調書）

(3) 令和 7 年度全会計決算見込みについて

5 総務企画課

(1) 職員定数条例の一部改正について

(2) 市役所庁舎整備事業について

◎ 出席委員（7 名）

高 間 澄 子 君

荒 井 周 司 君

徳 谷 康 憲 君

工 藤 政 則 君

君 島 孝 夫 君

櫻 井 暁 君

千 葉 勝 君

◎ 欠席委員（0 名）

◎ 出席者職氏名

議長 大 山 修 二 君

副市長兼財政課長事務取扱 芝 木 誠 二 君

総務企画課長兼選挙管理委員会事務局長

	板垣克巳君
建設課主幹兼総務企画課主幹	佐藤竜雅君
地域振興課長	瀧口健太君
地域振興課主幹	清水文憲君
財政課主幹兼財政係長	池徳嗣君
土木課長	阿部充雅君
上下水道課長	矢久保六玄君
市民課長	外崎伸一君
保健福祉課長	鈴木茂徳君
保健福祉課主幹	長谷部茂君
生活福祉課長兼福祉事務所長	平塚浩一君
教育課長	押野見正浩君
消防長兼次長事務取扱	松倉暢宏君
消防本部総務課長	渡邊裕斗君
事務局長	堀靖樹君
主幹	志茂隆君
書記	増井菜々実君
書記	大井友彦君

【委員長挨拶】

（高間委員長）

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは副市長、総務企画課長のほか、説明員として課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。各課の案件の報告を順に受け、これに対する質疑を行って参ります。

順番は、消防本部、地域振興課、保健福祉課、財政課、総務企画課といたします。

このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めて参ります。

【消防本部】

（高間委員長）

それでは、初めに消防本部の報告を受けて参ります。

松倉消防長。

(消防長兼次長事務取扱)

消防本部からは 1 件、工事請負契約の締結について、担当課長であります渡邊総務課長から概要を報告いたします。

(高間委員長)

総務課長。

(消防本部総務課長)

資料 1、工事請負契約の締結について説明いたします。

本契約につきましては、平成 26 年に整備した消防救急デジタル無線システムの更新事業であり、消防車両に搭載する無線機、消防隊員が個人装備する携帯無線機、これらの端末と無線交信に必要な基地局やアンテナを更新するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

以上となります。

(高間委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けて参ります。

いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、これで消防本部を終わります。

【地域振興課】

(高間委員長)

それでは、次に地域振興課より報告を受けて参ります。

振興課長。

(地域振興課長)

地域振興課からは 1 件、第 15 次夕張市農業振興計画についてご報告させていただきます。

資料は概要版と詳細の計画をつけておるのですが、基本的には概要版に沿ってご説明させていただきます。少し記載から省略しながら、させていただきます。

第 1 に計画策定の意義ということでございまして、農業計画策定の経過を第 1 に記載しております。農業振興計画は昭和 26 年より平成 18 年度まで、第 1 次から第 11 次農業振興計画を策定し、平成 19 年に財政再生団体となって以降、次期計画策定を見合わせておりましたが、平成 29 年度に 3 か年を

計画期間とした第 12 次計画を策定し、以後 3 年ごとに第 13 次、第 14 次と策定して参ったところでございます。

今回、第 15 次計画として夕張メロンの生産を重点とする農業振興に向けた課題に取り組むため、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年の取組を定めた計画でございます。

第 2 に夕張農業の現状ということを記載しておりまして、農家数、農家の戸数とか作付面積については減少しているもの、あるいは作付面積、農家戸数は 117 から令和 6 年度で 105、メロンの作付面積は 232 ヘクタールから 192 ヘクタール、生産額に関しましては維持、横ばいの 22.4 億円から 22.6 億円になっているというところでございます。

そのまま第 2 の課題につきましては、夕張農業の持続的な発展を図りながら幅広いニーズに対応していくために、夕張メロンの安定生産と、さらなるブランドの向上を図ることが必要というふうに書いております。そこに、まさに安定生産のブランドの向上のほか、それを支える多様な担い手の確保・定着、多面的機能の発揮とか理解を深めること、あるいは近年のエゾシカ、アライグマなどの深刻化する鳥獣被害の対策、防止に向けた取組も必要ということを書いております。

第 3 に農業振興の指標といたしまして、こちらも基本的な数値に関しましては、夕張市農業協同組合が策定する「第 14 次農業振興農協事業 3 ヶ年計画」を参考とした数値を設定しております。数値の主なものを読み上げますと、休農を除いた農家戸数については 101 戸から令和 10 年度で 98 戸、メロンの作付面積に関しましても 192 ヘクタールから 180 ヘクタール、生産量に関しましては 3,310 トンから 3,301 トンといった数値を設定しているところでございます。

続きまして、第 4 のところの農業振興施策の展開方向といたしまして、農業関係機関や生産者様と連携しながら、四つの展開方向によって農業振興の施策を展開していきたいというものでございます。一つ目は先ほども申し上げた夕張メロンの安定生産とブランドの維持、二つ目に多様な担い手の確保と定着、そして活力ある農村づくりの推進、さらには鳥獣被害対策の強化といった四つの施策を展開していきたいというものでございます。

第 5 に関しましては、それぞれ、さきに申し上げた展開方向について、個別の事業を図としてぶら下げている、策定しているところでございます。個別の読み上げについては省略させていただきますが、前年度、前回の計画との変更としましては、安定生産とブランドの維持のところについては、スマート農業や DX 化といったところの部分は新たに追加したものでございます。

また、多様な担い手等の確保・定着に関しましては、法人化といったとこ

ろもありまして、こちらは大規模な法人化というか、他の作物とそのまま横並びに導入するわけではなくて、夕張メロンの生産物の特徴、あるいは生産農家様の特徴を踏まえた夕張としての法人化みたいなところを検討できたらというところで、念頭に書かせていただいたものでございます。

そのほか、一つ飛ばして鳥獣被害対策の強化の部分に関しましては、今年、地域おこし協力隊の派遣事業ということで採用を目指して取り組んでいるというところでございます。

その他の事業総括表は、今申し上げた事業を、さらに細かく記載したものですので、割愛させていただきます。

私からの説明に関しましては以上でございます。

（高間委員長）

残りの資料があるのですけれども、これは説明しないということ。

（地域振興課長）

今申し上げた概要の基の計画ですので、こちらに関しましては説明は省略させていただければと思います。

（高間委員長）

分かりました。

それでは、これより報告に対します質疑を受けて参ります。

どうぞ。

（櫻井委員）

概要版ではなくて、詳しい説明のほうでちょっとお聞きしたいのですが、8 ページですね。4 番の農作物の作付面積と生産量の表になっているのですけれども、現状と目標値ということで、現在の生産量だとか面積は減っているのですけれども、収量が増えていたりする部分がメロンと長芋、トマトなどにあるのですが、それはどのような理由からか、お聞きいたします。

（高間委員長）

地域振興課長。

（地域振興課長）

こちらは先ほど申し上げたとおり目標になりますので、基本的には夕張市農協様の数字を目標に設定させていただいているのですけれども、現状としまして、メロンも含めて個々の農家さんの数が多かったりしますので、必ずしも面積に比例して数があるというわけではなく、農家様によっては面積は少なくても栽培技術の管理技術とか、そういったところの工夫によって収量については確保していただいている部分もありますので、高齢化された農家さんの引退ということで、例えば、面積が減ったとしても、残るところで後継者がいて生産を拡大したりすることで、面積は少なくても収量を増やせる

といったところがあるという目標といいますか、見込みの下に設定しているものと認識しております。

（高間委員長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

櫻井委員。

（櫻井委員）

15 ページになりますが、食育の部分ですね。キの食育・地産地消とあるのですが、この中の文言で「小学生を対象に」と書いているのですけれども、中学生や高校生は対象にはならないのか、お伺いします。

（高間委員長）

地域振興課長。

（地域振興課長）

お答えいたします。

こちら、ここにキのところに書かせていただいていますとおり、小学生の食育の取組としては夕張市農業協同組合の青年部様の主導といいますか、事業としてやっていただいているのが、まず小学生ということですので、こちらを書かせていただいております。小学生でやっているところをもう一回、中学生に同じことというのもありますし、事業全体のご予算みたいなものもありますので、まずは小学生というところでやっていただいているものと承知しております。

ただ、夕張高校につきましては、総合的な探究の時間でメロンの栽培を今、1 年生がやっておりますので、そういった面ではメロンの栽培に関する、食育というところではないのですけれども、メロンの生産、栽培に関するところを夕張農協さんのお手伝いをいただきながら体験するということで、食育につながるような取組は高校としてもやっているものと承知しております。

（高間委員長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

徳谷委員。

（徳谷委員）

8 ページの地域おこし協力隊派遣事業についてなのですが、地域おこし協力隊を活用し有害鳥獣駆除員を配置・任用とありますが、現時点で人員の配置等はどうか、お聞きします。

（高間委員長）

地域振興課長。

(地域振興課長)

お答えいたします。

募集を、年度が始まって予算を成立させていただいた後、年度が始まってからさせていただいて、4 人ほど応募がありましたので、一旦、そちらでは長々募集してもということもありましたので区切らせていただきました。

面談、面接も含めて、オンラインが基本ではあるのですが、面接をさせていただいて、ご予算で認められた一人に一応、採用の連絡はさせていただいたのですが、現在、任用に向けて調整しているところというのが現在の状況でございます。

(高間委員長)

よろしいですか。

(徳谷委員)

はい。

(高間委員長)

ほかにございませんか。

荒井委員。

(荒井委員)

3 ページ、農業振興の指標から、メロンはやはり多いのですが、4 ページの図とかにも長芋も夕張にとってかけがえのない特産品だとは思いますが、PR の面とかではメロンが特化しているので、長芋の PR とかは考えていないのでしょうか。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

長芋も夕張のメロンが始まる前に一つ大きな主力の生産物だったことは認識しておりますので、なかなか栽培が難しいとも一方では聞いておりますので、収量として多くが確保しづらい、メロンのように多く確保しづらいというのがありますので、もちろん PR はさせていただくのですが、なかなか皆様にお届けできるというのが難しい、量を確保するのも一方で難しいのかなというふうには捉えております。

ふるさと納税としてでも、もし収量が確保できた場合は品目に加えるといった年度もあつたりしますので、そういった意味では市として PR もさせていただいているといったような状況でございます。

以上です。

(荒井委員)

分かりました。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

工藤委員

(工藤委員)

今回、15 次の農業振興計画の中で、具体的にうたわれてはいないのですが、現状、生産量、戸数、金額等を含めて横ばいをしていると。そういう中で近年の物価高騰というのが非常に大きくて、特に今年に入ってからイランの情勢、そういったような状況の中で、来年度以降の営農に向けて非常に、もう今現在で肥料価格が20%上昇であるとか、秋以降のビニール資材等、一説によると2割から5割上昇するのではないかなというようにことを言われて、非常に、これは農業生産者としては喫緊の大きな課題になっていくのかなというふうに考えております。

その中で、3か年に具体としてうたわれてはいないのですが、緊急的なものを含めて、そういった高騰対策、営農の支援という、そういったことを行っていくような方向性というものは考えられ得るのか、お伺いしたいと思います。

(高間委員長)

地域振興課長。

(地域振興課長)

お答えいたします。

現時点で、今、工藤委員のご指摘のあった、お話としてはお伺いしているのですが、直近ですぐ、どうこうの市としての対策というところは、まだ準備していないのが状況でございます。

今のお話も踏まえまして、恐らく物価高騰、肥料とかビニール代につきましては全国的なものの動きがありますので、そこはまず国の動向というのも踏まえつつ、昨年度でいうような、例えば物価高に関する臨時交付金みたいなものがあれば、それを活用することも検討の一つだと思っておりますし、そういうところがないようであれば、市として何ができるかというところは、よく農協さん、農家さんの状況を伺いながら考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

(工藤委員)

よろしくお願いいたします。

(高間委員長)

分かりました。

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、これで地域振興課を終わります。

【保健福祉課】

(高間委員長)

それでは、次に保健福祉課より報告を受けて参ります。

鈴木保健福祉課長。

(保健福祉課長)

保健福祉課から1件、夕張市立診療所及び介護医療院夕張の指定管理者候補者の選定方法について、担当主幹よりご説明させていただきます。

(高間委員長)

主幹。

(保健福祉課主幹)

夕張市立診療所及び介護医療院夕張の指定管理者候補者の選定方法について、ご説明いたします。

資料1をご覧ください。

まず、要旨についてでございますが、夕張市立診療所及び介護医療院夕張の次期指定管理、令和9年度から令和13年度までの期間については、公募によらず現指定管理者である社会医療法人豊生会を指定管理者候補といたします。

次に、内容について説明させていただきます。夕張市立診療所及び介護医療院夕張については、社会医療法人豊生会が指定管理者となり平成29年度から管理業務を行っておりますが、管理期間が令和8年度末で終了するため、次期指定管理者の選定が必要となっているところでございます。

施設の管理を指定管理者に行わせる場合、「夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条に基づき、公募により選定する方法が基本となりますが、同条例では、「その他市長が特に必要があると認めるとき」は、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができることとされています。

現指定管理者の社会医療法人豊生会は、指定管理者となる前から医師派遣など本市の医療提供体制を支援してきた経緯があり、指定管理者となってからは本市の地域医療の中核を担い、医療の充実・安定に努めるとともに、独自の介護事業所を設置して市民の生活を支援するなど、医療・福祉のニーズ

に的確に応えて参りました。

また、市内の関係機関とも良好な関係を築き、緊密に連携しながら市民に良質なサービスを提供しているものと認められます。

そのため、次の指定管理者を豊生会に担っていただくことで、今後の本市の医療・介護サービスの安定的かつ継続的な提供体制が確保できることから、公募によらず豊生会を指定管理者候補者とするについて、関係者による選定委員会を開催し、全委員の了承を得たところです。

今後の予定ですが、7月中旬から8月上旬をめどに第2回選定委員会を開催し、指定管理者を決定する予定です。なお、現時点では7月15日開催で進めさせていただいているところです。

説明は以上です。

(高間委員長)

それでは、皆様から何かご意見はありませんか。

千葉委員。

(千葉委員)

平成29年度に豊生会のほうに指定管理をお願いして現在も進めていると思うのですが、当時と現在と夕張市民の利用というか、豊生会に通っているというか、そういうのは人口が減っているから利用も減ってきていると思うのですが、夕張市民として何%ぐらいの利用がされているのか、分かれば教えていただきたいのですが。

(高間委員長)

主幹。

(保健福祉課主幹)

ご質問にお答えいたします。

平成28年度が前指定管理者の夕張希望の杜の指定管理だったのですが、そのときとの比較になりますが、平成28年度の市の人口が9,000人でありまして、昨年度、令和7年度は6,000人というふうに減っております。しかし、平成28年度の外来の患者数につきましては1万6,000人でありました。

一方、令和7年度につきましては1万7,000人でありまして、人口減にもかかわらず若干患者数が増えているというような状況でございます。

また、病床の利用率についてなのですが、平成28年度が約38%でありました。一方、令和7年度につきましては78%でありまして、おおよそ2倍というふうになっております。

また、診療科目についてなのですが、以前は5科目でありました。豊生会様のほうになってからは、これに泌尿器科と耳鼻咽喉科を加えまして

今は7科目になっておりますので、かなり利便性ということに関しては向上しているものというふうに認識しております。

(高間委員長)

よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

もう一点、お願いしたいのですけれども、指定管理者の選定委員会が設置されていると思うのですけれども、その中に利用者代表ということで夕張市老人クラブ連合会が代表として入っていると思うのですけれども、ほかに、利用者代表というのはどのぐらいの団体があるのかどうなのか、分かれば教えていただきたいのですけれども。

(高間委員長)

主幹。

(保健福祉課主幹)

ご質問にお答えいたします。

老人クラブにつきましては、利用者の、利用者でよろしいのですね、利用者の代表ということでございますけれども、利用者の代表につきましては老人クラブ一つでございます。そのほかは、医療関係ですとか行政関係ですとか財務や経理に知見のある者というふうになっております。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

そうしますと、ご意見を伺うのは利用者代表である老人クラブ連合会からの代表の方が利用状況等についての意見を述べることはできると思うのですけれども、そのほかに、もっとたくさんの、先ほどありましたように外来で1万7,000人ぐらいの方が利用しているのですけれども、その方々、老人以外の方の意見等については、どのように把握する予定なのかについてお伺いしたいと思います。

(高間委員長)

主幹。

(保健福祉課主幹)

利用者の代表は、おっしゃるとおり、こちらの老人クラブの代表というふうになっておりますけれども、ほかに医療関係者代表ですとか福祉の関係者の代表というところも入っていただいておりますのと、あと、その他、利便性については現在の指定管理者である豊生会様のほうからのご意見などを賜りながら、お聞きをしていきたいというふうに思っております。

(高間委員長)

よろしいですか。

千葉委員。

(千葉委員)

若い方が例えば利用されているとか、例えば、ここの老人クラブというのは 65 歳以上ぐらいの方かなと思うのですがけれども、そのほかの方のご意見も、やはり利用している患者さんとか、そういう方のご意見も聞いていただく機会はあるのかどうなのか、その辺についてはいかがですか。

(高間委員長)

主幹。

(保健福祉課主幹)

ご質問にお答えいたします。

現在のところ、若い方ということについては、おっしゃるとおり、ご意見をいただく機会というものが選定委員会に関してはございませんが、今後、そういったご意見が聞けるような形で、次の指定管理に反映されるような形で、何かしらのご意見を聞くということを検討して参りたいと思います。

(高間委員長)

分かりました。よろしくお願いいたします。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、保健福祉課を以上で終わります。

【財政課】

(高間委員長)

それでは、次に財政課より報告を受けて参ります。

どうぞ。

(副市長)

皆さん、お疲れさまです。

財政課からの報告は、私のほうからさせていただきます。

財政課から 3 点の報告がございますが、報告事項の 1 点目、財政再生計画の変更につきまして、資料 1-1 をご覧ください。

計画変更の基本的な考え方といたしましては、今回の財政再生計画の変更は令和 8 年度、第 1 次変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。歳入歳出の計画変更は 2 億 4,639 万 4,000 円となります。また、変更に伴い必要となる財源につきましては、国庫支出金等の特定財源を活用するほか一般財源は財政調整基金繰入金で対応するため、再生計画期間の変更は

ございません。

資料の説明は、先に 1 の歳出関係で変更のある事業につきまして説明し、その後、歳入の説明に入ります。なお、資料に記載の内容につきましては、現在、国、北海道と調整を図っており、内容に変更が生じる場合がありますことをあらかじめご承知おきます。

それでは、歳出の 1 番目、地方公会計業務。

こちらは、公会計の財務諸表の作成業務につきまして業務委託の仕組みが変更されたことに伴い、当初予算で計画に計上した経費の性質の科目を変更するものでございます。よって、変更額はございません。

2 点目、総合行政システムガバメントクラウド移行。

こちらは、住基等の基幹システムのクラウド環境におけるサーバー OS が令和 9 年 1 月に使用期限を迎えることから、標準化システムで用いるガバメントクラウドに現行のシステムを移行させるため、当該クラウド環境の構築経費を計上するものでございます。

変更額は 1 億 8,583 万 1,000 円、財源は国庫支出金が 1 億 3,377 万 6,000 円、残りが一般財源となります。

3 点目、年金システム改修。

国民年金第 1 号被保険者において、子が 1 歳になるまでの期間における、保険料免除制度が令和 8 年 10 月に開始することに伴い、年金業務システムの改修に係る経費を計上するものでございます。

変更額は 317 万 7,000 円、全額一般財源となります。

4 点目、戸籍システムの改修。

こちらは、戸籍法の改正に伴い、戸籍の付票に旧姓、変更前の姓及び振り仮名記載機能を追加する必要性が生じたことから、戸籍システムの改修に係る経費を計上するものでございます。

変更額は 352 万円、財源は全額国庫支出金となります。

5 番目、りすた引戸等補修。

こちらは、りすた内の各室の引き戸レールの摩耗及び屋外散水栓の腐食により、それぞれ不具合が生じていることから、利用者の安全確保と施設の適切な管理のため補修経費を計上するものでございます。

変更額は 58 万 9,000 円、全額一般財源となります。

6 点目、生活保護費追加給付。

こちらは、令和 7 年 6 月の最高裁判決において、平成 25 年から実施した生活保護の扶助基準に関し、物価変動率のみを指標とした改定が違法と判断されたことに伴い、国からの通知により生活扶助基準改定に伴う生活保護費の追加給付について速やかに対応する必要性が生じたことから、対象者への給

付費及び給付に係る事務経費を計上するものでございます。

変更額は 2,029 万 6,000 円、財源は国庫支出金が 1,585 万 8,000 円、道支出金が 29 万 8,000 円、一般財源が残りの 414 万円となります。

7 点目、富野じん芥埋立処分場中継施設整備。

こちらは、ごみの広域化处理の検討を進めるに当たり、市内で収集した可燃ごみを広域処理先へ運搬するため、市内に中継施設を整備する必要があることから、施設整備に係る基本設計等経費を計上するものでございます。

変更額は 1,799 万 6,000 円、財源としては地方債が 290 万円、残りが一般財源となります。

8 点目、市道ロードヒーティングの更新。

こちらは、冬期の市道維持のため経年劣化により故障のおそれがあるロードヒーティングの自動制御盤のうち、緊急性の高い 3 路線 4 か所の修繕経費を計上するものでございます。

変更額は 761 万 2,000 円、全額一般財源となります。

9 点目、除雪車両タイヤ更新。

こちらは、除雪車両のスパイクタイヤにつきまして、経年劣化によるパンクのおそれがあることから、冬期の市道維持のため早急な対応の必要を要する 3 台の車両のタイヤ更新費用を計上するものでございます。

変更額は 396 万 3,000 円、全額一般財源となります。

10 点目、石炭博物館模擬坑道排水ポンプ改修。

こちらは、坑道内の排水を行う 4 台の排水用ポンプのうち 1 台が故障したことから、今後も安定的な排水により適切に施設を維持するため、故障したポンプの更新費用を計上するものでございます。

次に、歳入です。

歳入につきましては、歳出の財源に対応した計画変更となるものです。

主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入の 1 番目、生活保護費国庫負担金、4 番目、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、5 番目、生活保護費道負担金は、歳出番号 6、生活保護費追加給付の財源となります。

歳入の 2 番目、デジタル基盤改革支援補助金は、歳出番号の 2、総合行政システムガバメントクラウド移行の財源となります。

歳入の 3 番目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、歳出番号 4、戸籍システム改修の財源となります。

その他、幸福の黄色いハンカチ基金の繰入れ、地方債を活用した上で、残る一般財源につきましては財政調整基金の繰入れで対応するものでございます。

資料 1-2 は再生計画変更の概要となりますので、ご参照ください。

報告事項 1 点目、財政再生計画の変更については以上でございます。

委員長、ここで一旦区切って説明をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（高間委員長）

分かりました。そのようにいたします。

（副市長）

それでは、一旦区切ります。

（高間委員長）

それでは、今、財政課より報告を受けましたことに関しましてのみ、皆様から質疑を受けて参りたいと思います。

君島委員。

（君島委員）

歳出の No.8 番の市内ロードヒーティングの更新で、3 路線の 4 か所の場所はどこでしょうか。

（高間委員長）

土木課長。

（土木課長）

ただいまの君島委員の質問にお答えいたします。

まず、1 か所目、こちらはホテルひまわりの上がっていく坂のところにあるロードヒーティングが、まず 1 か所目。日吉温泉通り線とって、あれなのでしょうけれども、虹ヶ丘のほうに、元の線路を渡っていくところにちょっと長めのところがありまして、あそこが 2 か所カウントになっております。残りが、もう一つのほうが、末広の郵便局に上がっていく、酒道楽さんの横にあるロードヒーティング、これで全部で 4 か所になっております。

（君島委員）

分かりました。

（高間委員長）

よろしいですか。

ほかにはございますか。

櫻井委員。

（櫻井委員）

歳出の 5 番目ですね。りすたの引き戸の修繕、そちらなのですけれども、概要の中に引き戸のレールが摩耗していると、各室ということなのですが、全ての部屋の引き戸ということでしょうか。

（高間委員長）

市民課長。

(市民課長)

櫻井委員の質問にお答えいたします。

修繕する部屋ですけれども、多目的室の 1、多目的室の 2、ゆうばりっこひろば、こちらの引き戸になります。

以上でございます。

(高間委員長)

どうぞ。

(櫻井委員)

こちらは供用開始から 5 年ほどということで、かなり短い間に修繕が必要になってしまったのではないかと思いますのですが、こちらは、どのぐらいもつ予定で。繰り返し修繕が必要になってくる引き戸の作りというのですかね、はっきり分からないかもしれないのですが、あまりにも短いうちに修繕が必要になっているのではないかとということでちょっと懸念をしているのですが、その辺り、どうでしょうか。

(高間委員長)

市民課長。

(市民課長)

櫻井委員のご質問にお答えいたします。

施設も 5 年たってくると、いろいろなところにいろいろな不具合は出てくるのかなというふうに思っています。りすたの引き戸なのですけれども、木製の引き戸になっておりまして、そういったことから、感覚的には少し早く摩耗して修繕が必要になったと思われるかもしれないです。

以上でございます。

(高間委員長)

櫻井委員。

(櫻井委員)

私が使った上でちょっと気になったのが、ホールの引き戸が勝手に閉まってしまうとかということがあって、紙を挟んでいたとかすることがあったのですが、そちらの修繕だとか、あとは床のひびだとかという部分もとても気になっているので、大変かとは思いますが、そちらのほうの修繕と確認をお願いいたします。

(高間委員長)

よろしいですか。

市民課長。

(市民課長)

はい。確認はさせていただきます。

以上です。

(高間委員長)

ほかにはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、お願いします。

副市長。

(副市長)

それでは、次に報告事項の２点目、それから３点目、継続で報告させていただきます。

報告事項の２点目、令和８年度補正予算についてであります。

資料の２をご覧ください。

１ ページ目、こちらは一般会計の債務負担行為の補正について記載しております。

２ ページは、同じく一般会計の地方債の補正について記載しております。

３ ページは、一般会計補正額の款別の総括であります。補正総額は２億４,６３９万４,０００円で、補正後の予算総額は１１１億８,７９９万９,０００円となります。

４ ページ、５ ページは、一般会計における事項別明細の補正を記載しております。内容につきましては、先ほど資料の１で説明いたしました計画変更の内容と同様となっておりますので、個別の説明は割愛させていただきます。

続きまして、報告事項の３点目、令和７年度夕張市全会計の決算見込額について報告いたします。

本年５月３１日をもって令和７年度の全会計を閉じたところでございます。一般会計及び各特別会計の歳入・歳出額及び実質収支の状況は資料３のとおりとなりましたので、ご覧ください。

なお、今回お示ししたのは決算見込額でありますので、正式な会計ごとの決算内容につきましては例年どおり９月開催予定の第３回定例市議会でお示しをし、認定に付すこととしております。

ここで一般会計について若干述べますと、歳入から歳出を差し引いた形式収支から８年度への繰越財源を除いた実質収支額は約１２万円の黒字となる見通しです。決算剰余金につきましては、全額８年度会計への繰越しとした上で、財政調整基金への積立てなどを行う予定でございます。

決算見込額と併せての説明となりますが、令和７年度の特別交付税につきまして、予算額並びに交付額を決算一覧表の下、枠外に記しておりますので、ご参照ください。

また、7 年度の決算見込みといたしまして、上水道、それから下水道の各会計における説明につきましては、上下水道課長からいたします。

(高間委員長)

上下水道課長。

(上下水道課長)

まず、水道事業会計の決算の内容をご説明いたします。

3 条予算、収益的収入及び支出は実質収支で 3,984 万 8,000 円の不足、4 条予算、資本的収入及び支出は 1 億 1,892 万 8,000 円の不足となっております。合計で 1 億 5,877 万 6,000 円の不足となりますが、損益勘定留保資金、前年度資金過不足額を加えまして、最終的に当年度資金過不足額は 3 億 6,858 万 6,000 円となりました。

次に、公共下水道事業会計の決算の内容をご説明いたします。

3 条予算、収益的収入及び支出は実質収支で 429 万 2,000 円の不足、4 条予算、資本的収入及び支出は 6,389 万 6,000 円の不足となっております。合計で 6,818 万 8,000 円の不足となりますが、同じく損益勘定留保資金、前年度資金過不足額を加えまして、最終的に当年度資金過不足額は 1,613 万 5,000 円となりました。

以上です。

(高間委員長)

それでは、次に皆様からご意見をいただきたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでありますので、財政課を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【総務企画課】

(高間委員長)

それでは、次に総務企画課より報告を受けて参ります。

企画課長。

(総務企画課長)

それでは、総務企画課からは 2 件、ご報告です。

まず 1 点目、職員定数条例の一部改正についてでございます。

資料 1 をご覧ください。

改正趣旨といたしましては、南空知管内 5 消防本部で消防通信指令業務、こちらを共同で行うに当たりまして、当市から職員 1 名を派遣することに伴いまして消防職員の定数を 1 名増やすとともに、現状の体制を踏まえて定数の規定の内容を整理するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

まず、7 番の消防職員については、現状 41 名のところを 42 名に 1 名増といたします。

その上の 4 番の教育委員会の職員ですけれども、こちらは現状の規定上、事務局と学校に属する職員ということで分かれておりますが、こちらを統合しまして、教育委員会の職員として 12 名ということで規定をし直しております。

それから、水道事業会計に属する職員、こちらにつきましては現状 9 名となっておりますけれども、現在の会計の状況等を踏まえまして、水道事業会計と下水道事業会計に割り振った上で現状に即した人員としております。それに伴いまして、全体の調整として一般部局に属する職員、こちらを 101 名から 105 名の数字に改正をするものでございます。

施行日につきましては、公布の日からと考えております。

資料 1 については以上です。

続きまして、資料 2、市役所庁舎整備事業についてでございます。

1 点目、市役所新庁舎整備事業、こちらの実施についてご説明いたします。

事業概要といたしましては、夕張市庁舎建設基本計画に基づきまして、機能性・効率性・柔軟性を確保しつつ、コンパクトな庁舎として整備することとしております。

また、民間事業者のノウハウを活用して、ライフサイクル全体でコストの最適化、それから施設性能を確保するため、設計、建設及び維持管理・運営、こちらを一体的に発注する方式、DBO 方式により行うこととしております。

事業規模、それから事業費につきましては、新庁舎の施設規模といたしましては地上 2 階建て、延べ面積 4,140 平米、駐車場、それから附帯施設、こちらを整備する予定としております。事業費につきましては 49 億円を上限といたしまして、設計、建設、それから維持管理・運営に係る経費全てを含んだ形での事業費と想定しております。

事業期間につきましては、契約締結日の翌日から令和 27 年、2045 年 3 月 31 日までの契約期間といたしまして、事業期間の内訳につきましては、令和 8 年から 9 年度にかけては設計を、令和 10 年度から 12 年度にかけて建設工事を、令和 12 年度から 26 年度までの維持管理・運営、こちらを行う事業内容となっております。

次、2 点目、事業実施の公告及び事業者の選定についてでございますが、まず事業公告は、さきに既に公告をしているところでございますけれども、令和 8 年 5 月 1 日金曜日に事業公告をしております。参加資格要件といたしましては、設計、建設及び維持管理・運営に係る企業から成る構成グループ、

それから 2,000 平米以上の庁舎、公共施設等、また事務所の業務実績及び必要な許認可等を設定しております。

事業者の選定方法につきましては、事業公告によりまして参加希望者を募りまして、市が求める施設整備、それから維持管理・運営に関する要求水準に対する提案を求めまして、事業者選定委員会において審査・評価をした上で、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定しようとするものでございます。

今後の日程については、令和 8 年 6 月中旬に事業提案に係る参加申込書の提出期限を設けております。申込みを受けた後に提案書の提出、それから内容の審査、こういったものを踏まえまして、令和 9 年 1 月中旬に事業者選定委員会におきまして事業者、優先交渉権者を選定いたします。その後、令和 9 年 2 月上旬に事業基本協定を締結し、令和 9 年 3 月中旬、こちらで事業基本契約、それから工事請負契約等を締結して参りたいと考えておるところです。

資料の説明につきましては以上です。

(高間委員長)

それでは、今の説明を受けまして皆様からご意見を聞いていきたいと思えます。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでありますので、これで総務企画課を終わります。

お疲れさまでした。

【懲戒処分の報告】

(高間委員長)

それで、芝木副市長から発言したいという申出がありましたので、ぜひお願いいたします。

副市長。

(副市長)

改めて、お疲れさまです。

私のほうから、今般、本市の職員に関わる 2 件の懲戒処分を行いましたので、そちらについてご報告申し上げます。

2 件のうち 1 件目、こちらは消防本部における事案でございます。

消防署勤務の男性消防士(21 歳)が本年 1 月 19 日、当直の勤務中に同僚職員の財布から現金 13 万円を窃取する事案が発生いたしました。当該職員につきましては、当初の消防内部の聴取調査におきまして犯行を否認してお

りましたが、その後、警察への任意同行の際に盗難したことを認めたものでございます。

本件につきましては、他人の財物を盗んだこと、そして、それが勤務中であつたこと、また、職場における聴取において虚偽の報告をしたことを重く受け止め、この消防士を懲戒免職の処分としたところでございます。

なお、管理監督責任として上司である消防長、消防署長、警防課長を戒告の処分としております。

事案の二つ目、こちらは上下水道課で起こった事案でございます。

令和５年度と令和６年度の２か年度において、上下水道課の所管施設であります浄水場の除雪の委託料を未払いとしたことが令和７年度中に発覚いたしました。未払い金額は２年分で４９万５,８４７円となります。

本件につきましては事務の不適正な処理といたしまして、担当者である上下水道課の技術系の主幹職の職員（５２歳）を１０％の減給、１か月としております。

本件２件の事案があつたことを厳粛に受け止め、市長及び副市長につきましては１０％の減給、１か月とする条例の改正案を第２回の定例市議会に提案をする予定でございます。

また、再発防止策といたしまして、職員に対する公務員倫理や服務に関する研修を実施するとともに、貴重品の保管ロッカーの設置を消防庁舎に行つたところでございます。また、会計事務に関わる職場のチェック体制については、改めて周知徹底をすることとしております。

改めて、管理監督の代表であります副市長の私のほうから皆様におわび申し上げます。

申し訳ございませんでした。

以上です。

（高間委員長）

ただいま芝木副市長のほうから職員の不祥事につきましてご報告がありましたけれども、この場におきまして皆さんからご意見なり聞きたいことがありましたら、どうぞ尋ねてください。

千葉委員。

（千葉委員）

水道課の未払いの件なのですけれども、未払いがどのようにして発覚したのか経緯について、説明をお願いしたいのですけれども。

（高間委員長）

副市長。

（副市長）

未払いの発覚の経緯でございますが、実は、未払いを受けた業者から申出があったと。職場のほうにですね。それが令和7年度においてということで、当時の上司、その時点での上司ですね、においても、その事案につきまして調査を行ったところ、改めて未払いということが発覚したということでございます。

以上です。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

2年分、5年度、6年度を7年度で発覚、業者からの申出で発覚したということが分かったということなのですけれども、支払いをするための課内での支払いのチェック体制とかがきちんに行われていたのかどうなののかについて、お伺いしたいと思います。

(高間委員長)

副市長。

(副市長)

この問題、いわゆる未払いの問題が起こったという事案に鑑みて、チェック体制をきちんに行っていたと非常に考えづらい、言いづらいというふうに私も考えております。

ですので、これを本当に教訓といたしまして、ダブルチェック、トリプルチェックの体制につきまして、本件が起こった上下水道課のみならず、他の課に至っても、そのようなことがないような申し伝え、徹底をしたいと思っております。

以上です。

(高間委員長)

千葉委員。

(千葉委員)

各課で支払い業務をするのは、特定の方が一人でやっているのかどうか、その辺についての業務内容はどうなっているのですか。

(高間委員長)

副市長。

(副市長)

千葉委員の質問にお答えします。

基本的には、担当者がいて、その上司、例えば係長だとか主幹、そして最終的に課長、もしくは金額が大きければ副市長というような形で起案のときにチェックをし、そして支払いのときに関しましては最低でも課長までの

チェックが入ることにはなっておりますし、実際、そのような体制を取っております。

しかしながら、今回に関しまして言うと、まず担当者自身が、組織体制の数の少なさもあるのですが、管理職であるところの主幹職であったということも含めて、未払いというところが見抜けなかったということは今回、重く見ておりますので、例えば、担当が主幹であるにしても、それをさらにチェックする体制というのを取っていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

(高間委員長)

よろしいですか。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

大山議長。

(大山議長)

消防職員の件なのですけれども、いろいろ再発防止の対策を取っていくということでありましたが、それは大変大事なことだというふうに思っております。

ただ、管理する側、現在、消防長一人で次長も兼務しているということで進めていると思いますが、この辺を、きちんと次長職を配置して、もう少しきちんと職員の仕事も含めて勤務中の管理体制を強化、強化という言い方がいいのか、次長職を置いたほうがいいのかというふうに思いますが、いかがでしょうかね。

(高間委員長)

副市長。

(副市長)

大山議長のご質問にお答えします。

職員体制のことにつきましては、当然、今いるメンバーに基づいて成り立たせていっているものでございます。そうしたことから、議長のおっしゃることというのは十分理解もいたしますし、そのようにいたしたいという考え方はありますが、ただ、それを今すぐに改善するというに関しましては、先ほども言った人員体制も含めてありますので、即答はできかねます。ただ、努力はしていきたいと考えております。

(高間委員長)

大山議長。

(大山議長)

関連して。こういう事案が発生した場合、現場に聞き取り等を任せるので

はなく、行政側も報告を受けるだけでなく聞き取りも含めて一緒に対応を進めたほうがいいのではないかというふうに思いますけれども、どうなのでしょうかね。

（高間委員長）

副市長。

（副市長）

大山議長のご質問にお答えします。

今回の事案に関しまして、いわゆる窃盗の事案が起こった翌日に消防のほうで聞き取りを行ったということがございまして、理事者側のほうまでは耳に入っていなかったというところもございしますが、それが起こった後の事務処理につきましては逐次、消防本部と相談をしながら行ってきたところでございます。

聞き取りまで今後も介入といいますか、やっていくかどうかにつきましては、これもまた即答できかねるところであります。消防本部だけに任せた処分でないということだけはお伝えしておきたいと思っております。

（高間委員長）

大山議長。

（大山議長）

最終的には、繰り返しになりますが、市民の安全で安心した生活を守ることが最大の目標の消防本部ということですので、体制の在り方も、この先、もう少し検討していただきたいなど。このことをお願いして終わります。

（高間委員長）

分かりました。よろしくお願いいたします。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようであります。

【閉会】

（高間委員長）

以上をもちまして本日予定しました案件は全て終了しましたので、行政常任委員会を閉じたいと思っております。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

午後 2 時 33 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会行政常任委員会

委 員 長 高 間 澄 子
